

## 投 稿 規 定

(平成 23 年 4 月 28 日改正)

(1) この規定は、「日本農業学会誌」編集規定第 18 項のうちの投稿論文のためにこれを定める。

(2) 論文投稿者は原則として本会の会員に限る。ただし、共著者はその限りではない。また、非会員でも規定の投稿料を支払う場合は、投稿を受け付ける。

(3) 投稿論文は農業および広くその周辺領域に関する報文 (original article)、短報 (note)、速報 (short communication)、技術資料 (technical report)、および総説 (review article) とする。その内容は原稿受付日において他に印刷公表されていないか、他誌に投稿していないものに限る。

報文は独創的な研究で、それ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むもの、短報は、たとえば、限られた部分の発見や新しい実験方法など、報文としてはまとまらないものであっても報告する価値のあるもの、速報は内容が独創的で重要な発見または結論を含み、それを承認するに足るデータを備え、とくに他に優先して迅速に掲載する意義があるもの、また、技術資料は既知の方法による実験ならびに調査の結果または統計などをまとめたものとする。総説は関連諸分野の今日的な話題の解説とし、投稿に関してはあらかじめ編集委員会の承諾を受けるものとする。

(4) 原稿はオンライン投稿によって送付すること。

(<http://www.soc.nii.ac.jp/pssj2/journal/e-submit.html>)

オンライン投稿ができない環境の場合、日本農業学会編集事務局に問い合わせること。

投稿論文は本投稿規定および別に定める投稿細則に従い簡潔にまとめること。これに反する場合は受け付けないことがある。なお、原稿受付日は投稿原稿が本事務局によって受付処理された日とする。

(5) 速報を希望するときは、その理由書を原稿に添付しなければならない。

(6) 引用文献に印刷中の論文、および本誌へ投稿中の論文がある場合にはそれらを添付のこと。なお、編集事務局からの要求があった場合は、その他の参考資料も提出しなければならない。

(7) 投稿原稿の長さは、図表などを含め刷り上がりで、報文および技術資料は原則として 6 ページ以内、短報および速報は 3 ページ以内とする。これを超えた場合は超過ペー

ジ代 (1 ページにつき 15,000 円) を申し受ける。

(8) 図ならびに写真はそのまま製版に使用できるものにする。また、カラー頁の使用は実費を申し受ける。なお、電子版におけるカラー写真の使用は無料とする。写真、図が多数のときには製版費用の実費を申し受けることがある。

(9) 著者 (非会員) は、掲載された論文 1 編につき、掲載料として 10,000 円を支払うものとする。ただし、会員はこれを無料とする。

(10) 校正は原則として初校に限り原則として著者が行う。その際は単に誤植の訂正にとどめ、文章および内容の変更を行わないこと。ただし、常任編集委員会が認めた場合に限り、著者による実費負担のもとに許可することがある。

(11) 別刷を希望する場合は 50 部単位とし、希望部数に応じて別刷代を申し受ける。

(12) 印刷後に重大な誤りを発見したときは、その旨編集事務局に申し出るとともに、訂正記事記載のための原稿を事務局に送付すること。訂正原稿は常任編集委員会の議を経て、「訂正」として本誌に掲載することがある。掲載のための実費は原則として著者より申し受けるものとする。

(13) 会誌の掲載論文等の著作権は本学会に帰属する。論文等の掲載決定後、著者は著作権譲渡書の提出を求められる。著作権譲渡後、著者は当該論文の取下げはできない。掲載論文等の一部、または全部を転載その他の方法で利用しようとするときは、学会事務局から転載許可を得るものとする。

(14) 生命倫理：動物を用いた研究は、研究が行われた地域の定める諸法令 (例えば、平成 18 年環境省告示第 88 号「動物実験の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」) を遵守して遂行されたものでなければならない。また、ヒトを対象にした研究は、ヘルシンキ宣言 (The World Medical Association: ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則) に則り、倫理上の配慮ならびにインフォームド・コンセントを得たうえで遂行されたものである必要がある。編集委員および編集委員長は、必要に応じ、動物およびヒトを対象にした研究の詳細情報の提出を著者に求めることができるものとする。